

令和５年度第２回佐倉市環境審議会（公開）

会議概要

日時	令和５年１２月２１日（木）午後２時００分～午後２時３０分
会場	佐倉市役所 １号館３階会議室
出席委員	１０名 井上 隆夫 委員（公募市民） 草場 孝志 委員（公募市民） 佐藤 光雄 委員（公募市民） 百目木 純子 委員（公募市民） 高山 順子 委員（千葉県立中央博物館 科長） 武間 豊夫 委員（元千葉県 都市部長） 中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授） 原 慶太郎 委員（東京情報大学 名誉教授） 本橋 敬之助 委員（元公益財団法人印旛沼環境基金 上席研究員） 大木 英子 委員（佐倉商工会議所）
欠席委員	２名 前原 美智雄 委員（佐倉市校長会 会長） 斉藤 芳江 委員（千葉みらい農業協同組合）
事務局	環境部 宮本部長 生活環境課 布施課長、内田班長、山本班長、皆本主査補 廃棄物対策課 関口課長、西野班長
傍聴人	０名

会議次第

- １．開会
- ２．あいさつ
- ３．議事
佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について（答申）
- ４．その他
- ５．閉会

会議内容

１ 開会

事務局（生活環境課長）により開会

2 環境部長あいさつ

3 議事

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について（答申）

【司会（生活環境課長）】

これから会議次第の3「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」の1件でございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、本橋会長をお願いいたします。

【議長（会長）】

それでは、議事を進行させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。今日の議事は、次第にありますように「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」であります。

この件については、先日12月8日の審議会で、条例改正について諮問を受け、条例改正の経緯や内容説明を受け、審議を行い、今回が2回目の審議となります。

前回の会議時の質疑等を書面にまとめたものや補足の説明資料については、すでに委員の皆様へ郵送されたところですが、その後、これに対する質問や意見等がさらに事務局に寄せられていることから、前回会議以降に提出されたご意見等とあわせて、当局の考え方等の説明をしていただき、そして質疑応答を行い、その後、答申について検討を行いたいと思います。

ご発言されるかたは挙手のうえ、私が指名いたしますので、事務局のマイクの準備が整いましたら、着席のままで、ご発言願います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

【生活環境課】

初めに、前回の会議において、いただいたご意見を踏まえまして、改めまして、改正内容等を整理しましたので、ご説明足します。

また、前回会議以降に提出されたご意見等に対しまして、事務局の考え方などについて、ご説明させていただきます。

まず、事前にお配りいたしました会議資料一覧の中の「資料1 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例についての改正ポイント」でございます。

「距離制限の拡大 現在、いわゆる土葬墓地についてのみ距離制限を設けていますが、焼骨の墓地を含めたすべての墓地に距離制限（150メートル）を設

けるものです。」

2つ目として「事前協議の明確化 現在要綱に基づき行っている事前協議の制度を、申請手続きの更なる透明化を図るため、条例に規定し、明確化するものです。」

続きまして、「資料2」でございます。

前回、条例改正骨子の新旧対照表をとという話でありましたので、お作りしております。現在の条例、案、効果等についてまとめたものでございます。

続きまして、「資料3 第1回佐倉市環境審議会 主な質疑」でございます。1から9までございまして、この中でかいつまんで、3番と4番、「距離規制について」というところで、前回、各委員から質問が複数ありましたので、改めてご説明させていただければと思います。

まず3番、距離規制についてですが、ご質問の内容としては「他市町村で50メートルから150メートルまで様々な距離規制がある中で、150メートルを採用した理由は何か」というものでございます。

事務局の考えとしまして、「墓地経営許可に関しましては周辺的生活環境との調和も一つの判断要素であり、申請予定者に対して、住宅、学校、病院その他公共施設等の距離が一定程度以上あることなどを求める必要があります。他市の状況や本市での墓地の集中している地域の実情を踏まえ、150メートルを設定」いたしました。

つきまして4番、同じ距離規制についてですが、「150メートルの距離規制、除外規定なしは、船橋と（木更津市）と佐倉市だけで、県内でも一番厳しい規制となるが、そのことで不利益を被るかたは、どのようなかたになるのか。」というご質問がございました。

事務局の方としましては、「距離制限を設けることで、土地の設置又は変更（拡張）を予定する事業者には影響がありますが、一般の市民については直接的に不利益を被るケースはほとんどない」と考えます。

以上が前回の質疑の主なものでございます。

続きまして、会議以降に提出されたご意見等をまとめたものを本日配らせていただきました。お手元の「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正にかかるご意見・対応事案について」でございます。3名の委員さんから4件の質問等がございましたので、順に説明させていただきます。

1点目が「資料2 条例改正（骨子）対照表 用語の説明」の部分でございます。ご意見等としましては、「墓地等の経営の許可申請と事前協議とで審査のポイントに違いはありますか」という問い合わせでございます。

こちらにつきましては、「墓地等の経営の許可申請と事前協議とで審査のポイントについて違いはありません。」という回答でございます。

続きまして同じく、「資料3、第1回佐倉市環境審議会主な質疑 4」の中で、「距離規制・除外規定についての質疑の中で、市から「一番厳しい内容とした」旨のお答えがあったと記憶していますが、もしそうであれば議事録に残してください」というお問い合わせでした。

こちらの対応といたしましては、「事前にお配りした「主な質疑」は、抜粋した記載となっております。審議会での発言等は別途議事録を作成します。」ということでございます。

3点目は、「資料3、第1回佐倉市環境審議会主な質疑 5」の中で、修正箇所といたしまして、「(2) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう）」という記載ですが、委員からの修正案としまして、「(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院等をいう)」。修正の理由としては、「病院の次に「等」をつけないと、ここに記されたものに限定され介護施設などは含まれなくなってしまう」というご意見でございます。

事務局の回答としていたしましては、「今回の諮問事項ではありませんが、今後の検討課題」とさせていただければと思います。

続きまして意見の4、資料名が「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について、5 課題 焼骨の墓地が住宅等の近傍や特定の場所に集中する事態、墓地の集中」、ご意見としましては、「墓地が特定の場所に集中している問題について、詳細を知りたい」というご質問です。

こちらのお答えといたしましては、「市内志津地区において、駅から徒歩圏内の幹線道路沿いで、バスや自家用車等のアクセスが容易で、住宅・学校・病院の近傍に墓地が集中」している実態がございます、以上でございます。

【議長（会長）】

ただいま、事務局のほうから前回の質疑をまとめたもの、そして今日配布された意見についての対応について、事務局から説明がありました。

これらについて、さらにご意見、ご質問はありますか。

（意見なし）

【議長（会長）】

委員は、ご提出された意見の回答を今初めて見たわけですが、これでよいですか。

（はい、という声あり）

【議長（会長）】

他にご意見がないようですので、これから答申について、審議したいと思います。

私自身の考えとしては、答申については、前回、そして今回の審議において十分に委員の皆さんの意見は反映されており、本件を原案通り、異議なしとして、答申したいと考えておりますが、いかがですか。

【委員】

ひとつ確認ですが、私どもが諮問を受けたのは、改正条文の一言一句ではなくて、改正の骨子について諮問を受けた、という理解でよろしいのですね。

【生活環境課】

おっしゃる通り、骨子、方向性についてということでございます。

【委員】

分かりました。

【議長（会長）】

他に何かございませんか。

（意見なし）

【議長（会長）】

意見がないようですので、原案のとおり承認となりましたことから、事務局は答申書の案を配布してください。

（答申書（案）を委員へ配布）

【議長（会長）】

今お配りした答申案ですが、読んでいただいて、何かご意見はありますか。

（意見なし）

【議長（会長）】

異議がないようですので、答申案のとおり市長に答申したいと思います。

それでは、答申の準備のため５分程度休憩します。

(休憩)

【議長（会長）】

答申

【議長（会長）】

それでは答申を行います。これから答申が終了するまでの間、進行については事務局でお願いします。

【事務局（生活環境課長）】

それでは、これより本橋会長から西田市長への答申を行います。
市長と本橋会長はご起立願います。

【会長】

１２月８日にあった諮問に対し、当審議会が十分かつ慎重に審議を重ね、本日、答申いたします。

なお、条例の改正をするに当たっては、本答申及び本審議会における審議を踏まえて進められるようお願いいたします。

では、答申いたします。

佐倉市墓地等の経営に関する条例改正について。

令和５年１２月８日付けで諮問のあった標記の件について、審議を行った結果、別紙「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」のとおり了承します。

佐倉市環境審議会 会長 本橋敬之助。

【市長】

ありがとうございました。

【事務局（生活環境課長）】

ありがとうございました。市長、本橋会長はご着席願います。

それでは、ここで、市長からご挨拶を申し上げます。市長、宜しくお願いします。

市長あいさつ

4 その他

【議長（会長）】

ただいま「佐倉市墓地等の経営に関する条例改正について」の答申については終了いたしました。

次に、次第4「その他」として、委員の皆様、もしくは事務局から何かありましたらお願いします。

【生活環境課】

私から2点ご説明　ご報告させていただきます。

一点目は、今後の予定についてお知らせいたします。会議の冒頭にも申し上げましたとおり、本日の会議録につきましては、要録を作成し、出席委員全員の確認を経て確定し、公開することといたします。内容がまとまり次第、事務局から要録をお送りいたしますので、委員におかれましては内容の確認と修正箇所と内容について、ご協力のほどお願い申し上げます。

二点目でございますが、これまで配布いたしました資料につきましても、確認をいただいたうえで公開いたしますことを申し添えいたします。

事務局からは以上でございます。

【議長（会長）】

他に委員の方から何かありますか。

【委員】

参考までに聞かせてください。

例えば墓地を経営している宗教法人の破産等で、墓地全体が閉鎖になるような事例は佐倉市であったでしょうか。

【生活環境課】

佐倉市で、宗教法人の破産などにより霊園がなくなったという情報はありません。

【委員】

今後の経済状況にもよるのかもしれませんが、そういう場合には、墓地がどうなってしまうのか、疑問に思い質問しました。

【生活環境課】

例えば、墓地を廃止する場合には、そこに埋葬されているかたの改葬、別の墓地への移転がすべて終わっていないと、墓地の廃止はできません。

新たに経営を引き継ぐ宗教法人が出てくれば、そのまま経営を引き継ぐことは可能です。

【委員】

どうもありがとうございました。

【議長（会長）】

いいですか。他に何かありますか。

（発言なし）

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

どうもありがとうございました。

これをもちまして、マイクを事務局にお返しします。

5 閉会

【事務局（生活環境課長）】

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度佐倉市環境審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

（事務局一同 起立 礼）